

印鑑レス口座規定

1. 印鑑レス口座

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出を行わない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、個人および個人事業主の方(ただし未成年者、非居住者、任意団体等、当行所定の者を除く)に限ります。個人名義の口座であっても、事業でお使いの口座はご利用できないものとします。

2. 対象口座

対象となる口座は、普通預金口座(総合口座取引を含む)のみです。

3. 印鑑レス口座にかかる取引

- (1) 印鑑レス口座での取引を行う場合、原則として<ファースト>プライベートWeb(以下、「プライベートWeb」といいます。)またはATMの利用により行うものとします。
- (2) お客様が、当行の本支店窓口において印鑑レス口座に関連する取引をされる場合は、届出印鑑の押印に代えて、当行所定の方法により本人確認を行うものとします。
- (3) 収納機関等を経由した各種料金等の自動支払い取引(預金口座振替)の依頼は、当行からお客さま宛に申込の確認を目的として送信した電子メールに対し、お客さまにより、当行が定める期間内に当行所定の方法による確認手続きがとられた場合に受付します。
- (4) 当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

4. 取引の制限

- (1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設するものとします。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に、プライベートWebの利用、普通預金口座のキャッシュカードの発行の利用を申し込むものとします。
- (3) 印鑑レス口座の取引継続中は、プライベートWebの解約、印鑑レス口座に発行されたキャッシュカードの解約のいずれも行うことはできません。
- (4) 印鑑レス口座では次の取引を行うことはできません。
 - ① 法令等により捺印を必要とする取引
 - ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ③ その他当行所定の取引

5. 印鑑レス口座の解除

- (1) 印鑑レス口座を保有中のお客さまは、印鑑の届出その他当行所定の手続きをお取りいただくことにより、印鑑レス口座を、印鑑照合による本人確認を行う口座に変更することができます。
- (2) 上記(1)による変更を行った場合は、印鑑レス口座へ再度変更することはできません。

6. 印鑑レス口座の停止等

- (1) 当行は、以下の場合、印鑑レス口座の取扱いを一時的に停止することがあります。ただし、当行において停止事由が消滅したと判断したときは、速やかに停止を解除します。
 - ① お客様が本規定に違反するなど、当行が印鑑レス口座の取扱いの停止を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ② 住所やメールアドレスの変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在ないし連絡先が不明となったとき
 - ③ 印鑑レス口座の取扱いが、キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等により不正に使用される恐れがあると当行が判断したとき
- (2) 当行は、印鑑レス口座の取扱いの継続的な提供に支障があると判断したときその他必要と認めたときは、提供を中止し打ち切ることがあります。
- (3) 当行が上記(1)または(2)の対応を講じたことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

7. 他の規定の適用

印鑑レス口座取引については、各種預金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定および各種サービスに関する規定(これらに付随する特約も含みます)も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上